

# 公務員賠償責任保険のQ&A

## 1. 保険契約者は？

大阪府職員生活協同組合が保険契約者となります。保険証券・約款は、団体にて保管します。ご加入者には各個人に9月末頃加入者証が届けられます。

## 2. 加入対象者は？

加入対象者は上記団体所属の職員です。他の地方自治体、外郭団体に出向中の職員、独立行政法人の職員、また再任用職員や嘱託員も団体に所属しておられれば対象になりますが、民間企業、国家機関へ出向されている方は対象外ですのでご注意ください。

## 3. 病院等に勤務する医療専門職はこの保険に入れないのですか？

医師、薬剤師、臨床検査技師等が行う医療行為については、専門性が高くリスクが異なると考えられ当該保険では免責となっております。本保険に医師等がご加入になった場合、医療行為を行わない一般の訴訟については補償対象となります。

## 4. 退職の際に手続きは必要ですか？

退職後の保険終期（7月1日）までご継続頂くことにより、在職中の業務について退職後5年以内に訴訟が提起された場合も「退職後特約」により、補償されます。

## 5. 保険金請求の手順はどうなりますか？

提起された場合は、裁判所から送られてくる「訴状」と「口頭弁論日呼出、答弁書催告状」を事故報告として速やかに保険会社まで提出してください。その後、保険金の請求書類を提出して頂くことになります。

## 6. 交際費・食料費および違法な利益供与についての訴訟は、保険の対象となりますか？また、不当利得との区別はどうなりますか？

交際費・食料費については、本人に違法性の認識が無ければ対象となります。当社の公務員賠償は「不当利得の返還請求」にも対応しております。公序良俗に反する違法な利益供与については保険の対象外です。

不当利得とは『法律上の原因が無いのに、他人の財産又は労働により利益を受け、このために、他人の損失を及ぼすこと』と定義されています。よって地方自治法に違反しているような『違法な利益供与』については、全て敗訴すると考えますので保険の対象とはなりません。

## 7. 地方自治法の改正により、公務員個人は住民訴訟の場合、争訟費用は要らないのではないですか？

平成14年9月の地方自治法改正により、新4号訴訟により職員個人に対する住民訴訟では、自治体の執行機関を被告として住民訴訟が起こるため、一旦は要らなくなりました。しかしこの保険では当該職員が自ら弁護士を雇い訴訟に参加して、ご自身が法令に違反していなかったことを示すことができます。（争訟費用とは、着手金・調査費・交通費・諸経費等裁判の過程で必要となる費用の事です。）

8. 住民訴訟で地方自治体が敗訴した場合、職員個人に賠償責任があるのですか？その場合は、この保険で補償されますか？

自治体が敗訴した場合、いったんは自治体が損害賠償金を負担するものの、自治体はご担当職員に対し求償することも有り得ます。求償された場合は、この保険の対象となり、免責事由に該当していなければ補償されます。

また原告勝訴の場合の損害賠償責任は、法改正前と同等であり、その損害賠償金も補償します。

9. 保険加入前に行った公務に起因する住民訴訟も対象になりますか？

保険加入前の業務による訴訟は原則対象になりません。

10. 「和解」は対象となりますか？

訴訟提起後、裁判所の勧告による「和解」及び訴訟提起前の専門資格を有する第三者（弁護士等）による「和解（調停含む）」は対象ですが、当事者間での示談の場合は対象外となります。また住民監査請求による勧告による支払いについては対象外です。ただし、いずれも保険会社の承認が必要となります。

11. 住民訴訟以外で、個人責任を問われる事があるのですか？

弊社の事例で、窓口での対応が悪いということでの名誉毀損による慰謝料請求を求める訴訟が提起されており、現在係争中です。このような理由でも訴訟に発展することがありました。

12. 過失が原因で訴訟がおこされた場合は免責ですか？

人が行う行為は完全ではありません。本人に違法性の認識がなければ補償対象となります。

13. 公務に従って仕事を遂行していれば、訴えられることは有り得ないのでは？

今までに、弊社で発生した訴訟の半分がご質問にある事例でした。忠実に公務を遂行していても、個人の訴訟費用は公費で賄えません。

また、国家賠償法の適応事例でも公務員に「重大過失」がある場合には、公務員本人に対して求償がなされることも有り得ます。

\* 刑事訴訟の訴訟費用につきましては 当保険の対象外となっておりますが、和解や敗訴の場合に伴って起こる損害賠償訴訟は（故意でなければ）対象となります。

14. 同じ自治体の職員が原告に含まれる訴訟は補償されないのですか？

大阪府の職員が原告の一部となっている住民訴訟は免責としております。（民事訴訟含む）しかし府が住民訴訟で敗訴した場合の府より職員個人への賠償請求・返還請求については免責事由に該当していない場合、補償対象となります。（求償及び地方自治法第242条の3第1項、第2項） また、今年4月より大阪府議の方または大阪府下の市町村議員からの訴訟も補償対象となりました。

15. 実際に保険が適用されたケースはありますか？

弊社への事故報告ベースの訴訟受付件数は、住民訴訟 22 件、民事訴訟 6 件となっております。住民訴訟については 22 件とも係争中ですが、民事訴訟についてはお支払件数 3 件（2 件は係争中）となっております。